人、自然、科学を結ぶ 学研都市精華町
「はなそう」

せいか

華創
HANASOU

難病患者へ生活支援 …… 3
献血で命つなげて …… 5
燃やすごみ、大幅減達成 …… 13
活動のひろば⑧ …… 14
精華町スポーツ賞に2氏 …… 20
消費生活Q&A …… 23
せいかフォトSCOOP …… 28

カバンにいっぱい夢つめこんで

町内５小学校の入学式が４月７日(火)、各小学校で行われ、436人の新入生が校門をくぐりました。希望と不安の入り交じった表情の子どもたちは、先生や在校生らに温かい拍手を受けて入場。校長先生からのお祝いの言葉には「はい」「ありがとうございます」と元気な声。未来を担う子どもたちの健やかな成長をみんなが祈った一日でした。

2009
5
seika town times
No.554

福祉課2係を統合

町役場の組織の一部を4月1日㈬、変更し、民生部福祉課の社会福祉係と高齢・障害者係を統合、新たに「社会福祉係」となりました。

大部分は従来の2係を合わせた業務内容となりますが、高齢・障害者係で取り扱っていた高齢者福祉に関する業務は、介護保険係で取り扱うことになりました。

○問い合わせ
企画調整課企画係
（TEL95―1900）
（FAX95―3971）

広～くなりました

祝園第2自転車駐車場（祝園駅西ロータリーの北側）の拡張工事がこのほど完成し、4月1日㈬からご利用いただけるようになりました。

ご利用の際は、ツーロックなどの防犯対策を心がけ、盗難には十分ご注意ください。

○問い合わせ
総務課行政110番係
（TEL95―1910）
（FAX93―2233）

申請はお済みですか　定額給付金・子育て応援特別手当

定額給付金・子育て応援特別手当の申請手続きはお済みですか。町では現在、窓口と郵送での申請受付を行っています。まだ申請をされていない方やお忘れの方は、早めに申請をお済ませください。

添付書類がない場合は

郵送申請された方のうち、本人確認書類や振込先金融機関の預金通帳の写しがないなどの理由で、手続きが保留となっている方へは、町役場からお知らせをお送りしています。まだ、提出されていない方はお急ぎください。

まだ申請書が到着しない方は

世帯主の住民登録の住所地へ申請書を郵送していますが、申請書が届いていないという方がおられましたら、右下のところへご連絡ください。

▶申請受付期限
平成21年9月16日（水）

▶給付状況
4月末までに全世帯の8割に給付完了

▶今後の給付予定
口座振込4回目（5月中旬）、5回目（5月下旬）を予定

▶対象者
㊀住民基本台帳に記録されている方・外国人登録原票に登録されている方（不法滞在者と短期滞在者は対象外・基準日＝平成21年2月1日）
㊁世帯に属する3～18歳の子どもが2人以上おり、そのうち第2子以降で小学校就学前3年間に該当する子ども（平成14年4月2日～17年4月1日に生まれた子ども）

▶給付額
㊀1人1万2000円（65歳以上と18歳以下の方は2万円）
㊁1人3万6000円
※㊀㊁共に所得制限はありません。

▶申請・受給者
㊀㊁共に、給付対象者の属する世帯の世帯主
㊟㊀：定額給付金
㊁：子育て応援特別手当

▶申請から受給までの流れ

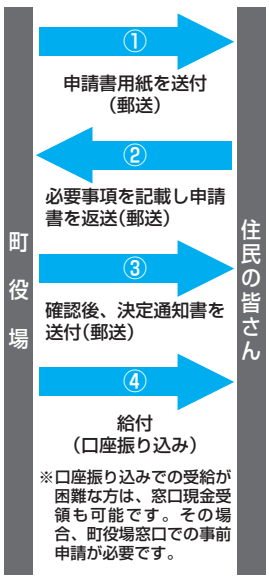

定額給付金詐欺に注意

この給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取（さしゅ）」などといったトラブルの発生が考えられますので、十分ご注意ください。

- 給付の際、市区町村や総務省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- 町役場や総務省などが定額給付金の給付のために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。
- 町役場や総務省などが皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報をお聞きすることは、絶対にありません。
- ATMには、自分で操作して他人からお金を振り込んでもらう機能はありません。
- 自宅や職場などに、町役場や総務省の職員などをかたっている恐れのある電話が掛かってきたり、郵便が届いたら、迷わずお住まいの町役場や最寄りの警察署、警察相談電話（#9110）にご連絡ください。

○問い合わせ
企画調整課　定額給付金係
（専用TEL 95-1921・専用FAX 95-1922）

難病患者へ生活支援

町では、難病患者の療養生活支援を目的として、難病患者へのホームヘルプサービス（注１）と難病患者日常生活用具の給付（注２）を行っています。

▶対象者
いずれも次のすべての要件を満たす方が対象となります。
・日常生活を営むのに支障があり、介護などのサービスの提供を必要とする方
・厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業（注３）の対象疾患（130疾患）や関節リウマチの患者
・在宅で療養が可能な程度に病状が安定し、必要性が医師によって判断されている方
・老人福祉法、障害者自立支援法、介護保険法などの施策の対象ではないこと

▶利用料金
いずれも前年度所得税により利用料金が異なりますので、詳しくは衛生課にお問い合わせください。

▶給付品目
便器・特殊マット・特殊寝台・特殊尿器・体位変換器・入浴補助用具・車いす・歩行支援用具・電気式たん吸引器・意思伝達装置・ネブライザー（吸入器）・移動用リフト・居宅生活動作補助用具・特殊便器・訓練用ベッド・自動消火器・動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

（注１）　難病患者などの福祉の増進のために、日常生活を営むことができるよう家庭にホームヘルパーを派遣し、入浴などの介護や掃除などの家事サービスを提供します。
（注２）　日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図ります。
（注３）　厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患については、厚生労働省のホームページを参考にしていただくか、町役場衛生課または京都府山城南保健所にお問い合わせください。

○申し込み・問い合わせ
衛生課 保健衛生係（TEL 95-1905・FAX 95-3974）

意思伝達装置など貸し出し

京都府では昨年８月１日から、意思伝達装置などの機器の、購入前の試用や練習のための貸し出しを行っています。

▶対象者
・京都府内在住で、京都府内に住民票のある方
・厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業（注２）の対象疾患に罹患されている方やその家族の方で、機器を必要とする方

▶貸し出し機器（貸し出し期間）
◆意思伝達装置など（２カ月）
ボイスキャリーペチャラ・レッツチャット・伝の心
◆痰吸引練習セット（１週間）

▶費用
無料
※一部消耗品などは、負担いただく場合もあります。

○申し込み・問い合わせ
京都府山城南保健所（TEL 72-0981・FAX 72-8412）

予防接種受けましょう

予防接種は自分が感染しないためでなく、周りの人に感染を広げないためにも有効な手段です。対象となる方で予防接種がまだの方は、接種されるようお勧めします。

▶予防接種の種類

種　別	法律などで定められている接種期間・接種回数
麻しん・風しん（MR）	１期：生後12～24カ月未満の方（１回接種）
	２期：小学校就学前の方（１回接種） 本年度は平成15年４月２日～16年４月１日生まれの方 ※平成22年３月31日までに受けてください。
	３期：中学１年生に相当する方 本年度は平成８年４月２日～９年４月１日生まれの方 ※平成22年３月31日までに受けてください。 ４期：高校３年生に相当する方 本年度は平成３年４月２日～４年４月１日生まれの方 ※平成22年３月31日までに受けてください。 ※３期・４期は、平成20年４月１日～25年３月31日の間にどちらかで接種してください。
破傷風・ジフテリア（二種混合）	11～12歳の方（１回接種）

・個別接種となりますので、指定医療機関に事前に電話連絡のうえ、接種を受けてください。
・予防接種を受ける際は、必ず母子健康手帳をお持ちください。
・接種費用は無料です。
・診察時間などは直接、下記の医療機関にお問い合わせください。

▶指定医療機関（50音順）

医療機関名	電　話	住　所
梅田小児科医院	73-9231	桜が丘四丁目23の６
コマダ診療所	93-1787	菱田宮川原10
創愛クリニック	95-9171	精華台三丁目12の２
平田内科医院	95-3400	光台七丁目14の３
藤村医院	94-5770	祝園砂子田２の１
堀井こどもクリニック	93-3626	祝園西一丁目６の５
芳川医院	71-0014	桜が丘三丁目24の７

○問い合わせ　衛生課 保健衛生係（TEL 95-1905・FAX 95-3974）

知っ得 納っ得 健康ひろば part 127

楽しく笑って、認知症予防

音楽を通して、脳を活性化することを目指す「みんなでつくる元気づくり音楽会」を3月27日㈮、精華町交流ホールで開催し、44人が合唱や合奏を通じた「頭の体操」を楽しみました。

終始皆さんの笑顔が溢れていました

ここ数年、生活習慣の改善やトレーニングなどで脳が活性化され、認知症（アルツハイマー型）が改善されることが話題となっています。

認知症が改善される取り組みのひとつに音楽療法というものがあり、音楽を聴いたり歌ったり楽器を鳴らしたりすることは、リラックスし、脳を活性化させるといわれています。

今回の音楽会には、龍谷大学吹奏楽部の有志5人をお迎えし、トランペット・ホルン・トロンボーン・チューバの金管楽器の演奏を通じて、少しずつ脳を活性化する要素を取り入れました。

参加者は太鼓や鈴、カスタネットなどを、大学生の演奏に合わせてたたいたり合唱をしたりして、みんなで楽しく笑えるひとときを過ごしました。

閉会後は「楽しかった。ぜひ知り合いに勧めたい」といった感想が多く寄せられました。

脳の活性化のために

人間の脳には、さまざまな情報を整理してどのように対応するかを決定し、行動を決める働きをする前頭前野という部分があります。

認知症は、ここに障害が起こることで発症するといわれています。この前頭前野の持つ機能を使うことによって、認知症が予防でき、改善される例が多くあります。

トランプ・将棋といった知的なゲームや、文章を読むことなどは、アルツハイマー型の認知症の発症率が低くなることが分かっています。このほかにも、料理をすることや楽器を弾くことなど、目的を持って手先を動かすことも前頭前野が活性化することが明らかになっています。

また、明るく楽しく大いに笑ったり、誰かが優しく声をかけて寄り添い「独りではない」と思うことで、認知症の症状が改善している取り組みもあります。

毎日を楽しく、明るく

認知症は、何か特別なことをするのではなく、次のような日常生活のちょっとした工夫である程度予防ができ、発症時期を遅らせる可能性があることが分かっています。

- 社会活動や趣味に積極的に取り組む。
- ウオーキングなどで、体を動かす。
- 野菜や果物を多く食べる。
- 魚をできるだけ食べる。
- 記憶力を積極的に使う。

何より明るく楽しく、生きいきとした状態でこれらに取り組むことが効果的です。

ご自身の好きなこと、楽しいことを大切に、また、あなたの周りの仲間や家族と楽しいときを過ごしてください。

○問い合わせ
衛生課保健衛生係
（TEL95―1905）
（FAX95―3974）

各種ご宴会・ご婚礼に…
KASUGANO-SO
春日野荘
〒630-8113　奈良市法蓮町757-2
TEL 0742-22-6021（代表）
http://www.kasugano-so.co.jp
無料送迎バスもご用意いたしております。
ご予約の際、お申し付けください。

内科・藤木医院
医師 藤木新治
診察時間　精華町JR祝園駅北へ10m

	月	火	水	木	金	土	日
9:00～12:00	○	○	○		○	○	
18:00～19:00				○			
18:00～20:00	○	○	○		○		

☎0774-94-2006　午後は往診

車のことならすべてご用命ください
相楽自動車㈱
民間車検
車検、鈑金、新車中古車販売、事故救援、自動車保険
ＪＡ京都やましろ、自治労共済、同志社大学指定工場
下狛　☎94-2541

献血で命つなげて

5月13日㈬、精華町役場で献血を行います。病気やけがで、輸血を必要とする方のため、ぜひご協力ください。輸血での副作用を少なくするため、400ミリリットルの献血をお願いします。

献血にご協力くださった方へのサービスとして生化学検査を行っておりますが、今年3月15日から糖尿病関連の検査（グリコアルブミン検査）も加わることになりました。

この検査サービスは献血可能とされた方へのサービスですが、この機会にご活用ください。多くの方のご協力をお願いします。

▼日　時
5月13日㈬午前10時～正午・午後1時～3時30分

▼場　所
町役場2階202会議室

▼持ち物
・献血手帳（お持ちの方のみ）
・本人を証明できるもの（運転免許証・健康保険証など）

▼そのほか
年齢・体重・比重検査などを行います。患者や献血者の安全性を確保するため、献血をお断りする場合がありますのでご了承ください。

○問い合わせ
衛生課保健衛生課
（TEL95―1905）
（FAX95―3974）

介護保険料を改定

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料を改定しました。

平成21～23年度の3年間、介護保険のサービスが必要な方に介護サービスを確実に利用していただくとともに、町内での利用ができなかった老人保健施設の整備や、地域密着型サービスの基盤整備として小規模多機能型居宅介護施設とグループホームの整備を行うことと、国の介護報酬改定による影響などによるものです。これにより保険料の基準額が4.8%アップし5万2800円（年額）になります。

介護保険料は、皆さん一人ひとりの収入や所得などにより異なります。今回の改定内容は、下表の通りです。皆さんのご理解をお願いします。

	基準額から減額される方				基準額	基準額から増額される方					
対象者	老齢福祉年金の受給者で、本人や世帯全員が住民税非課税の方・生活保護の受給者	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の方	本人や世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	本人が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の方（世帯内に住民税課税者がいる場合）	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で第4段階弾力化以外の方	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以下の方	本人が住民税課税で合計所得金額が125万1円以上250万円未満の方	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上450万円未満の方	本人が住民税課税で合計所得金額が450万円以上650万円未満の方	本人が住民税課税で合計所得金額が650万円以上850万円未満の方	本人が住民税課税で合計所得金額が850万円以上の方
段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階弾力化	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階
割合	基準額×0.50	基準額×0.50	基準額×0.70	基準額×0.90	基準額	基準額×1.20	基準額×1.25	基準額×1.50	基準額×1.75	基準額×2.00	基準額×2.25
保険料（年額）	2万6400円	2万6400円	3万7000円	4万7600円	5万2800円	6万3400円	6万6000円	7万9200円	9万2400円	10万5600円	11万8800円

○問い合わせ　福祉課 介護保険係（TEL 95-1904・FAX 95-3974）

地域障害者自立支援協議会　第2期委員を募集

精華町地域障害者自立支援協議会委員は、障害者自立支援法の施行と「精華町障害者基本計画及び障害福祉計画」の策定に伴い発足したもので、これらの計画で定められた施策などの推進協議、障害者相談支援事業者の運営評価、地域の社会資源の開発や福祉関係機関のネットワークの構築に向けた協議などを行う機関です。今回、この協議会の委員の一部を一般公募します。

▶委嘱期間　平成21年6月～24年3月（予定）

▶申込資格　町内に居住し（町内に住民登録、または外国人登録をしている）、引き続き町内に居住する予定で、今年1月1日時点で20歳以上の方
※次に掲げる方を除きます。
・国や地方公共団体の議会の議員
・常勤の国家公務員や地方公務員

▶定　員　3人以内

▶申込方法　所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、応募動機について800字程度にまとめたものを添えて直接、または郵送、ファクス、Eメールで、下記のところへ。
※応募用紙は、福祉課の窓口に置いています。また町ホームページからのダウンロードも可能です。
※応募書類の返却はしません。

▶申込期限　5月18日（月）（必着）

▶そのほか
・選考委員会（第2期準備会）で決定します。
・委員会開催回数は年間3回程度です。
・費用弁償などを支給予定です。

○申し込み・問い合わせ
〒619-0285（個別番号）
精華町役場　福祉課「第2期精華町地域障害者自立支援協議会委員募集」係
（TEL 95-1904・FAX 95-3974）
（E-mail fukushi@town.seika.kyoto.jp）

廃食用油 回収にご協力ください

昨年5月にスタートした廃食用油（天ぷら油）の回収は、3月末時点で合計3500リットルに達し、回収した廃食用油は、動物の飼料として再利用しました。

回収は今後も続けていきますので、ご協力いただける方は、**ペットボトルなど中身が漏れない容器に入れ、ふたをしっかり閉めてお持ちください。**

回収期間中は、目印として回収場所にのぼりを立てています。回収場所はボランティア回収の9カ所と町役場の計10カ所です。

回収場所がない地区にお住まいの方は、お手数ですが最寄りとなる回収場所に行っていただくか、町役場北側駐車場の東側に設置している回収ボックスをご利用ください。

このほか、**回収場所でお手伝いいただくボランティアを募集**しています。皆さんのご協力をお願いします。

○問い合わせ
衛生課環境公害係
（TEL95―1905）
（FAX95―3974）

▶回収場所・日時

地区	場所	時間
舟	同区集会所	第4日曜日 午前9時～10時
僧坊	狛田駅東土地区画整理事務所東	第4日曜日 午前9時～10時
谷	同区集会所	第4日曜日 午前8時～9時
南稲八妻	南稲八妻エコステーション	第2・4日曜日 午前8時～午後5時
光台四丁目	同集会所	第4日曜日 午前9時～10時
光台五丁目	同集会所	第4日曜日 午前9時～10時
光台六丁目	同集会所	第4日曜日 午前9時～10時
光台七丁目	同集会所	第4土曜日 午前9時～10時
桜が丘三丁目	同集会所	常時
精華台一丁目	ネオステージけいはんな公園アネシス塵芥室	第4日曜日 午前8時～正午

※町役場北側駐車場の東側では、随時回収しています。

野焼きは周辺に配慮して

田んぼや畑での野焼きは、近くにお住まいの方にとって気持ちの良いものではありません。

「もし自分が近くに住んでいる人の立場だったら……」といつも考えましょう。

やむを得ず野焼きをするときは、次のことに注意してください。

◆近くにお住まいの方へ事前に声掛けをしましょう。

◆よく乾燥させて一回に燃やす量を少なくし、大量の煙が出ないようにするとともに、風向きなどにも配慮をしましょう。

◆特にビニール（マルチ、あぜシートなど）やペットボトルなどの有害物質が発生しやすいものを燃やすことは厳禁です。また、庭木を刈り込んだものや杭（ならし）などを焼却することも禁止されており、違反者として処分対象となることがあります。

○問い合わせ
◆産業振興課農業振興係
（TEL95―1903）
（FAX95―3973）
◆衛生課環境公害係
（TEL95―1905）
（FAX95―3974）

古紙などの回収団体補助

各地区で構成し、年4回以上、古紙類やアルミ缶を回収・処理している団体（自治会、子ども会など）に対し、補助金を交付します。

▶回収品目　古紙類（新聞紙、雑誌、紙パック、段ボール、古布）とアルミ缶

▶補助金額　予算の範囲内で町長が定める額
参考単価：4円/kg
（紙パックは6円/kg、アルミ缶は2円/kg）
※申請時、処理業者の回収伝票などが必要です。

▶申請方法　直接、下記のところへ。
※毎年申請が必要です。

▶申請期限　6月30日（火）

○申し込み・問い合わせ
衛生課 環境公害係（TEL 95-1905・FAX 95-3974）

狂犬病予防接種は必ず

町では4月に、町内各所で狂犬病の予防接種を行いました。

まだ、予防接種を済ませていない犬の飼い主の皆さんは、下記の病院などでも行っていますので、必ず受けるようにしてください。

※犬の飼い主は毎年、狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。

病院名	住所	電話番号
からしま動物病院	精華町桜が丘一丁目5-20	73-3040
桜ヶ丘動物病院研究所	精華町桜が丘三丁目25-8	72-7790
かなか動物病院	精華町光台四丁目41-8	93-3912
りか動物病院	精華町祝園西一丁目16-17-101	93-3658
きづ川動物病院	精華町山田下川原11-1-101	71-9580
松原獣医科医院	木津川市山城町上狛坤町13	86-3047
山城動物病院	木津川市木津馬ヶ瀬64-1	72-5840
梅美台動物病院	木津川市梅美台二丁目1-1-2	73-5351

犬のふんの後始末に対する苦情や相談が、多く寄せられています。

犬を飼っている皆さん、愛犬の散歩のときは必ずスコップや袋を忘れず、飼い主の責任でふんの後始末を行ってください。

○問い合わせ
衛生課 環境公害係（TEL 95-1905・FAX 95-3974）

ご存じですか 児童扶養手当と特別児童扶養手当

児童扶養手当

▶**対象児童・請求者**

父がいない（母子家庭）か、父が重度の障害状態にある家庭で、18歳に到達して最初の３月31日を迎えるまでの子ども（注１）を監護している母、または母に代わって児童を養育している人（注２）が請求者となります。

（注１）「中程度」以上の障害がある場合は、20歳未満の子ども

（注２）児童と同居し、生計を維持していること

▶**手当額（月額・所得制限あり）**

	支給対象児童１人	支給対象児童２人
全部支給の場合	4万1720円	4万6720円
一部支給の場合	4万1710円～9850円	4万6710円～1万4850円
全部停止の場合	0円	0円

※児童が３人以上で、全部支給や一部支給の場合は、１人増えるごとに3000円が加算されます。
ただし、手当額は物価スライドにより改定される場合があります。

※公的年金などを受給している場合は支給されません。

▶**認定・支給の方法**

認定されると、請求された月の翌月分から、８月・12月・４月の３回に分けて手当が支給されます。

現在、児童扶養手当を受給されている方へ

昨年４月から児童扶養手当の制度が改正されています。

▶**内容**

改正された制度の対象となる方が、就労状況などの困難な事情（障害・負傷・疾病・介護）がないにもかかわらず、就労意欲がない場合、児童扶養手当の支給額の２分の１を支給停止することになります。

▶**対象者**

◆手当の支給開始月の初日から５年を経過した場合
15年４月１日時点で手当の支給を受けている方は、同日から５年が経過した場合

◆手当の支給要件に該当した月の初日から７年を経過した場合
15年４月１日時点で手当の支給要件に該当していた方は、同日から７年が経過した場合

※手当の認定請求（額改定請求を含む）をした日時点（注３）で３歳未満の児童を監護していた場合は、この児童が３歳になった日が含まれる月の翌月の初日から５年が経過したときに対象となります。

（注３）15年４月１日時点で手当の支給を受けていた方の場合は同日時点

▶**申請方法**

対象者には事前に通知しますので、期限内に必要書類を添えて提出してください。

◆「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」

◆就労状況（求職中、職業訓練などを含む）と就労困難事由（障害・負傷・疾病・介護など）を確認できる書類

※期限内に提出された場合、今まで通り受給となる可能性があります。

特別児童扶養手当

▶**対象児童・請求者**

中程度以上の精神障害、身体障害のある20歳未満の子の家庭で、監護している父か母、または父母に代わって児童を養育している人（その家庭の生計の中心となっている人）が請求者となります。

▶**手当額（月額・所得制限あり）**

◆１級……児童１人につき５万750円

◆２級……児童１人につき３万3800円

※児童が児童福祉施設に入所している場合や、児童が障害を支給事由とする公的年金を受けている場合は受給できません。

※手当額は物価スライドにより改定される場合があります。

▶**認定・支給の方法**

認定されると、請求された月の翌月分から手当が支給されます。支払いは、８月・12月・４月の３回に分けて支給されます。

○問い合わせ

児童育成課 児童育成係（TEL 95-1917・FAX 95-3974）

母子家庭奨学金等支給申請 受付スタート

「母子家庭奨学金」は、母子家庭の子どもの教育や養育に必要な経費に対して助成し、母子福祉を推進する制度です。今回、本年度分の申請受け付けを行います。

▶**対象者**

乳幼児・小学生・中学生・高校生（専修学校の高等課程在籍者を含む）の子どもを養育している方

▶**年支給額**

乳幼児１万1000円・小学生２万1500円・中学生４万3000円・高校生６万4000円・高等学校入学支度金３万5000円

▶**申込期限**

５月29日（金）午後５時

※同日までに提出された場合は、４月分までさかのぼって支給されます。
同日以降も受け付けは可能ですが、支給は申請月の翌月からとなります。

▶**申込方法**

直接、下記のところへ。

▶**そのほか**

・申請書は、下記のところに置いています。
・申請には母子福祉推進委員、または民生委員の証明が必要です。
・高校生の方を養育されている保護者の方のみ、在学証明書が必要です。

○問い合わせ

児童育成課 児童育成係（TEL 95-1917・FAX 95-3974）

若者向けの年金納付制度

国民年金の学生納付特例の申請は、毎年更新手続きが必要です。30歳未満の、学生ではない方には若年者納付猶予制度があります。

国民年金の学生納付特例制度は、在学期間中の国民年金の保険料を猶予する制度です。大学（大学院）や短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、そのほかの教育施設（※）に在学する20歳以上の方であって、学生本人の所得が一定額（左記「平成21年度の所得基準」参照）以下である方が対象となります。

3月で卒業された国民年金加入中の方で、納付が困難な30歳未満の方は、若年者納付猶予制度がありますので窓口でご相談ください。

〈平成21年度の所得基準〉
118万円＋扶養親族などの数×38万円＋社会保険料控除など

※夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。学校、課程によっては対象とはならない場合があります。

学生納付特例制度のメリット

・老齢年金を受け取るためには、原則として保険料の納付済み期間が25年以上必要ですが、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、年金の受給資格の有無を判定するための期間に計算されます。ただし、年金受給額には反映されません。

また、満額の老齢年金を受け取るために、承認後10年以内であれば後から保険料を納付することができます。ただし2年度経過後は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

・障害や死亡といった不慮の事態が生じたときに、初めて医師にかかった日の前日時点で、前々月までの1年間に保険料の未納があるなどすると障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れない場合がありますが、この制度の承認を受けている期間は未納の扱いとはなりませんので、万一のときにも安心です。

若年者納付猶予制度のメリット

・本人とその配偶者のみの前年の所得（1月～6月の納付分に対しては前々年の所得）によって判定される納付猶予制度です。

・老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格の有無を判定するための期間、年金受給額への反映は、学生納付特例制度と同じです。

★30歳未満の方だけが利用できる制度です。

学生納付特例の申請は、毎年度必要です。町役場2階の住民課窓口に、年金手帳・学生身分の確認ができるもの（学生証など）・認め印をお持ちのうえ申請してください。社会保険事務所から案内通知が送付されている方は、内容を確認のうえ、手続きしてください。

若年者納付猶予の申請や相談についても、住民課窓口へお越しください。

○問い合わせ

◆京都南社会保険事務所（TEL075―643―2547）

◆精華町役場住民課年金医療係（TEL95―1915）（FAX95―3974）

KYORITSU DENGYO K.K.
安心のお手伝い
共立電業株式会社
◦各種電気設備工事
◦冷暖房設備
◦電気機械器具販売
お気軽にお電話下さい
精華町祝園神木段9
TEL(0774)94-5502 FAX(0774)94-3524

石碑・彫刻・建築石材
有限会社 宮本石材店
精華町祝園西1丁目23―7
（ＪＲ祝園駅北へ100m）
☎ ㈹ 94-2122
(FAX) 94-4639
(工場) 93-1064

暮らしに「安心」と「安全」を!!
LPガス、ガス器具供給・施工
警備保障／水道設備工事
株式会社ジェイ・エス・ピー
TEL93―0139 FAX93―1274
〒619-0241 精華町祝園二ノ坪9番地

児童手当　申請お済みですか

児童手当の申請はお済みですか。既に児童手当を受給されている方は、新たに申請していただく必要はありませんが、毎年6月中にお送りする「現況届」の提出は必要です。前年度(平成20年度)の児童手当が却下になった方は、新規申請が必要です。

▶対象者
12歳に達した後、最初の3月31日を迎えるまでの児童(小学校修了前の児童)を養育されている方

▶支給月額
◆3歳未満　一律1万円
◆3歳以上　第1子・第2子5000円、第3子以降1万円

▶支払い時期
原則として毎年2月・6月・10月にそれぞれの前月分までを支給
※申請した日を含む月の翌月からの支給になります。

▶所得限度額
所得限度額は、前年(1～5月分は前々年)の所得で判定します。同限度額は年によって変更される場合があります。具体的な所得限度額は次の通りです。

扶養親族数	自営業者（国民年金加入者）	サラリーマン（厚生年金などの加入者）
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

（単位＝万円）

▶申請方法
下記の書類が必要となります。
◆児童手当認定請求書
町役場2階の総合窓口に置いています。
◆健康保険被保険者証の写しなど
厚生年金などの被用者年金に加入されているサラリーマンの方は、健康保険証の写しが必要です。
※国民年金に加入されている方や、どの年金にも加入されていない方は不要です。
◆所得証明書
今年の1月1日時点で精華町に住民票のあった方は不要です。同日時点で精華町に住民票のなかった方(現在は住民票がある方)は、精華町に来る以前に住んでいた市町村発行の「児童手当用の所得証明書」を添付してください。1～5月分の児童手当を新たに請求される場合は、前々年の所得証明書が必要です。

○問い合わせ
児童育成課 児童育成係（TEL 95-1917・FAX 95-3974）

妊婦健康診査の公費負担　5回→14回へ拡充

健康で安全な出産には、定期的に妊婦健康診査を受けることが大切です。

妊婦の方の健康管理支援の充実と経済的負担の軽減のため、今年4月1日から、妊婦健康診査の公費負担がこれまでの5回から14回に拡充されました。

以前から行っている里帰り出産や助産所の受診も公費負担しています。

また、今回の妊婦健康診査公費負担の拡充に伴い、妊婦健康診査受診票が変更されました。

精華町に住民票があり現在妊娠中で、4月1日以前に妊娠の届け出をされた方は、お手持ちの妊婦健康診査受診票と母子健康手帳をお持ちのうえ、衛生課窓口へお越しください。

妊娠に気づいたら、医療機関で受診し、できるだけ早く衛生課まで妊娠の届け出を行い、母子健康手帳の交付を受けましょう。

※妊娠の届け出には印鑑が必要です。

○問い合わせ
衛生課保健衛生係
（TEL95―1905）
（FAX95―3974）

私たちが注ぐ里山への愛情

住民の方々が参加して里山を守る「せいか里山の会」の設立総会が4月11日(土)、精華町交流ホールで開催されました。

「せいか里山の会」は、住民の方々が主体となって、里山が持つ豊かな自然を保全・再生するとともに植生観察、散策路整備などの活動を持続的に行い、皆さんが安全に里山に近づいたり自然に親しんだりできるよう活動を行うことを目的としています。

5月23日(土)午前9時30分からは、当面の活動拠点となる東畑地区で里山びらきイベントが開催されますので、環境問題や里山保全などに関心をお持ちの方はご参加ください。

多くの住民の方々が集まった会場

○問い合わせ
産業振興課農業振興係
（TEL95―1903）
（FAX95―3973）

本人確認にご協力を

虚偽の戸籍や住民異動の届け出、不正な住民票などの取得を防ぐために、届け出窓口での本人確認を行っています。

本人確認の必要性

本人の知らないうちに婚姻・養子縁組の届けや転出・転入届が出されるなど、虚偽の届け出により、戸籍簿や住民基本台帳に事実と異なる記載がされる事件や、戸籍や住民票などを不正に取得され悪用される事件が多発し、社会的な問題となっています。

このような事件が多くなるにつれて、虚偽の届け出を未然に防止する対策が必要となり、町では個人情報を守るため、戸籍・住民異動の届け出や証明書発行時に、来庁者の本人確認を行っています。

来庁者の本人確認

来庁者や届け出人が本人であることを確認するために、窓口で、戸籍や住所変更などの届出書を持参された方、戸籍や住民票など個人情報が含まれる証明書の請求に来庁された方には、顔写真付きの公的証明書（運転免許証・パスポート・住民基本台帳カードなど）を提示していただきます。もし、これらの証明書をお持ちでない方には、健康保険証、年金証書など2点以上提示いただくか、本人や家族などに関する個人情報の聞き取りをする場合もあります。

確認のできなかった届け出人に対する文書による通知

届け出人が先に述べた証明書などを持参しなかった場合でも届け出はできますが、本人確認ができなかった届け出人に対して、後日、届け出が受理されたことをお知らせする通知を送ります。

この通知は、届け出人本人に対して送付しますので、もし受け取った内容に心当たりがない場合は、すぐに連絡してください。虚偽の届け出の早期発見、早期対応につながり、その後の処理も速やかにすることができます。

対象となる届け出などの種類

①戸籍関係
　婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届・認知届 など
②住民異動関係
　転入届・転出届・転居届・世帯変更届
③証明書発行関係
　個人情報が含まれる証明書の申請、請求

そのほか、町が必要と認める場合

お願い

本人確認は、個人情報の保護と、虚偽や不正利用の防止・抑止を目的として行うものです。窓口へ来られた際に本人であることが確認できる証明書などの提示をお願いしますので、ご協力ください。

○問い合わせ
住民課総合窓口係
（TEL95－1915）
（FAX95－3974）

◇本人確認の方法

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、官公署発行の顔写真付き公的証明書、またはこれに準ずる証明書（健康保険証・年金証書など）を提示してください。顔写真のない住民基本台帳カードの場合は、暗証番号の入力により確認します。また、本人に関する個人情報の聞き取りを行う場合もあります。

もし、これらの証明書をお持ちでなく、窓口で確認できないときでも、届け出はできますが、後日、届け出の受理をお知らせする通知を送ります。

軽自動車税の減免申請

▶対象

◆障害者に対する軽自動車税減免

障害者の方が、自分で軽自動車やバイクなどを運転する場合、または生計を一にする方が、障害者の方の通学・通院・通所などのために本人に代わって軽自動車などを専ら運転される場合

※障害の程度で減免を受けられない場合があります。

※障害者の方1人につき1台限りです。

※すでに、自動車税（普通自動車など）の減免を受けている方、受ける予定の方は、軽自動車税の減免はできません。

※「専ら」とは7割ないし8割以上障害者のために使用されていることをいい、障害者以外の方が運転する場合にその方の通勤･通学などにも使用されている場合は該当しません。

※昨年度まで減免されていた車両で本年度減免を申請されない方のうち、障害者手帳に減免申請受理の印がある場合は、本年度からその車両で減免を受けない旨を記載しますのでお知らせください。この記載がない場合、ほかの車両での減免に変更になる場合などに受理されないことがあります。

◆構造減免

減免を受けようとする軽自動車などの構造が、専ら身体障害者などの利用に供されるための形状であること

※標識番号が8ナンバーであり、車検証の「車体の形状」欄に「車いす移動車」などの記載があること（一般車を改造しただけでは不可）

※8ナンバーでなくても車検証の備考欄に「車いす固定装置付」などの身体障害者の利用に供するような記載があること

◆公益減免

社会福祉法による社会福祉事業を営む社会福祉法人が所有する軽自動車などで、直接、社会福祉事業の用に供するもの。または社会福祉法人である社会福祉協議会が所有する軽自動車などで、専ら直接社会福祉事業の用に供するもの（介護保険事業の用に供する場合は対象外）

※「専ら」とは7割ないし8割以上のこと

▶必要書類など

◆障害者に対する減免・構造減免

- 平成21年度軽自動車税納付書または納税通知書
- 印鑑
- 身体障害者手帳・養育手帳・戦傷病者手帳など
  ※コピーは不可です。
- 運転免許証
- 車検証など（125cc以下のバイクなどは不要・126cc以上～250cc以下のバイクなどは軽自動車届出済証）
- 障害者と運転する方が別世帯の場合は、生計が一であることを証明する書類（扶養者の名前が書いてある源泉徴収票や健康保険証など）

◆公益減免

- 平成21年度軽自動車税納付書または納税通知書
- 印鑑（公印）
- 定款
- 社会福祉事業だけでなく介護保険事業も行っている場合は介護保険法に基づく指定事務所の指令書
- 社会福祉事業専用の軽自動車でない場合は運転日誌など利用状況の分かる書類
- 車検証など（125cc以下のバイクなどは不要・126cc以上～250cc以下のバイクなどは軽自動車届出済証）

▶申請期間　5月11日（月）～25日（月）

▶申請方法　必要書類をお持ちのうえ、直接、下記のところへ（ファクス不可）。

○申請・問い合わせ

税務課 住民税係（TEL 95-1916）

経済センサス ご協力お願いします

総務省による「平成21年経済センサス‐基礎調査」がこのほど、全国のすべての事業所・企業を対象に行われます。

この調査は、今年7月1日現在の経済活動の状況を調査するもので、産業、従業者規模などの基本的構造を明らかにすることを目的としています。

調査の結果は、国や都道府県、市区町村がこれからの行政を考える重要な基礎資料として活用します。6月以降、調査票が届きましたらご協力をお願いします。ご記入いただいた調査票は、内容をほかに漏らしたり、統計法に規定された目的以外に使用することは法律で固く禁じられていますので、ご安心ください。

○問い合わせ

企画調整課企画係（TEL95―1900）（FAX95―3971）

平田内科医院
◆消化器科◆循環器科◆一般内科
平田真人・平田理佳

診察時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00～12:00	○	○	○	○	○	○
午後 5:00～7:00	○	○	／	○	○	／

日・祝日休診
駐車15台可
光台近隣センター南　Phone:0774 95-3400

心あるニューライフづくりのお手伝い……
㈱モリタ電化
全メーカー電化・OA・石油・ガス製品・太陽熱ソーラー（発電）・増改築からエクステリアまで各種工事。
電気工事・冷暖房他各種設備工事　JCB・VISA他各種カード取扱い
精華町東畑　（水曜定休）
店舗 木津川店
TEL(72)0924 FAX(72)3673
フリーダイヤル 0120-12-0924

㈱協和電工
電気設備の
創案・提案いたします
精華町祝園中ノ町14-14　TEL 95-0800　FAX 93-1154

福祉医療費助成制度 申請お忘れなく

福祉医療費助成制度とは、次のいずれかに該当し、所得などの基準を満たす方を対象とした医療費の助成制度で、認定を受けた方は医療費（保険適用分）の自己負担分の一部、または全額が助成されます。所得などの基準は各制度で異なります。

制度の種類

①障害がある方の医療費助成制度（重度心身障害老人健康管理事業・障害者医療）

▼対象者

次のいずれかの手帳をお持ちで、本人や配偶者などの扶養義務者が所得などの基準を満たす方

・身体障害者手帳1級または2級

・「療育A」の記載がある身体障害者手帳3級

・療育手帳AまたはB

▼助成内容

医療費（保険適用分）の自己負担金が全額助成されます。（助成制度を利用するためには毎年手続きが必要です。）後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は重度心身障害老人健康管理事業、それ以外の方は障害者医療での受給となります。

②母子・父子家庭などの医療費助成制度（母子父子医療）

▼対象者

次のどちらかに該当し、本人または扶養義務者が所得などの基準を満たす方

・母子家庭または父子家庭で、18歳到達以降最初の3月31日を迎えるまでの子とその親

・18歳到達以降最初の3月31日を迎えるまでの子で、両親がいない子

▼助成内容

医療費（保険適用分）の自己負担金が全額助成されます。（助成制度を利用するためには毎年手続きが必要です。）

③65～69歳の方の医療費助成制度（老人医療）

▼対象者

前述①②や後期高齢者医療制度を受給しておらず、本人や配偶者などの扶養義務者が所得などの基準を満たす65～69歳の方

▼助成内容

医療費（保険適用分）の自己負担金の割合が1割に、または1カ月の自己負担限度額が引き下げられます。

④子どもの医療費助成制度（子育て支援医療）

▼対象者

小学校卒業までの乳幼児と児童

※所得制限はありません。

▼助成内容

小学校入学までの乳幼児の入院と外来医療費（保険適用分）、小学校卒業までの児童の入院医療費（保険適用分）に対し、1医療機関につき1カ月200円を超える自己負担金の全額が助成されます。

更新の手続き

子育て支援医療を除く、福祉医療の各助成制度は、8月1日から翌年の7月31日を1年度としており、助成を受けるためには現在受給中の方も毎年更新の手続きが必要です。

現在の受給者証（黄色＝左下写真）、対象者証（桃色のシール＝左上写真）の有効期間は今年7月31日までですので（生年月日により一部異なる場合あり）、該当される方は忘れずに更新の手続きを行ってください。

★老人医療費助成制度は、平成15年6月以降に受給者証交付申請書を提出され、その後引き続き精華町に住民登録のある方の更新の手続きは不要です。ただし、同月以降に申請手続きをされた方で、その後転出し、今年1月2日以降に精華町に再転入された方や、同じ世帯に加わられた方がおられる場合のみ、その方の昨年中の所得と所得控除の内訳が分かる証明書（注）の提出が必要です。

（注）今年1月1日時点で住んでいた市区町村で発行されます。発行可能時期は市区町村ごとに異なりますので事前にご確認ください。

▼受給者証交付申請書の受け付け（予定）

◆受付期間

6月11日㈭～18日㈭

※土・日曜日を除きます。

◆場所

町役場2階201会議室

※手続きは、代理の方でも可能です。

▼申請手続きに必要なもの

◆各制度共通で必要なもの

・受給者証（対象者証）交付申請書

昨年度中に申請のあった方など申請の対象となる方には、6月初めに交付申請書を住民票の住所地に郵送しますが、受付期間までに申請書が届かない場合は町役場へご連絡ください。

・健康保険証

・認め印

・本人を含み同じ世帯に今年1月2日以降に転入された方がおられる場合は、その方の昨年中の所得と所得控除の内訳が分かる証明書

※今年1月1日時点で住んでいた市区町村で発行されます。発行可能時期は市区町村ごとに異なりますので、事前にご確認ください。また、これは、受給資格の判定に必要となります。お一人でも確認できない場合は、受給資格の判定（認定）ができません。

◆各制度ごとに必要なもの

・重度心身障害老人健康管理事業・障害者医療

身体障害者手帳または療育手帳

・母子父子医療

母子家庭の場合……

戸籍（対象者全員の謄本または抄本）

扶養手当証書

父子家庭の場合……

戸籍（対象者全員の謄本または抄本）

両親のいない子の場合……

戸籍（対象者全員の謄本）

受給資格の判定

受給者証交付申請に基づき、同じ世帯で18歳以上の方全員の昨年中の所得などにより、今年8月1日以降の受給資格の有無について判定を行います。

同じ世帯に、18歳以上の方で昨年中の所得がなく確定申告をされていない方（税法上で同一世帯員の被扶養者を除く）がおられる場合は、受給資格の判定（認定）ができませんので、交付申請をされるまでに必ず町役場税務課で町・府民税の申告を行ってください。

○問い合わせ

住民課年金医療係

（TEL95－1915）

（FAX95－3974）

ごみを考えるシリーズ㉖

燃やすごみ、大幅減達成

平成20年度の燃やすごみは、下表のように19年度に比べ年間約1216トン、月平均でも100トンを超える削減を達成することができました。町の人口を今年３月１日時点での３万5953人として単純計算すると、住民１人あたり年間約34キログラム、１日で約93グラム減らしていただいたことになり、大阪湾に埋め立てている焼却灰も前年度比率から換算すると約170トン減少したことになります。初年度にしてこの実績を挙げられたことは、皆さんのご理解・ご協力のおかげです。引き続き本年度もご協力をお願いします。

（単位＝トン）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
①19年度	572	658	572	637	582	519	597	563	564	540	455	533	6792
②20年度	471	515	480	516	484	476	470	422	487	446	364	445	5576
①－②	▲ 101	▲ 143	▲ 92	▲ 121	▲ 98	▲ 43	▲ 127	▲ 141	▲ 77	▲ 94	▲ 91	▲ 88	▲ 1216

※事業所ごみと持ち込みごみを除きます。

購入費の一部補助　生ごみ処理自家処理容器

町では、ごみの減量化促進や、家庭でのごみ処理に対する意識向上を図るため、家庭生ごみ自家処理容器を設置された世帯に対し、購入費の一部を補助しています。

▶対象となる処理容器

ごみの堆肥化・消滅型を目的とするもので、悪臭・害虫などの発生を防止する構造・材質のもの

・電気式生ごみ処理容器など　１個まで

・EM菌処理容器　２個まで

※生ごみなどを単に粉砕・焼却することを目的とするものや、コンポストは対象外です。

▶対象者

町内在住世帯の世帯主の方

▶補助額

購入価格の２分の１以内（２万円を限度とし、100円未満は切り捨て）

※容器などを更新するため、再度補助金を申請する場合は、補助金の交付を受けてから５年を経過していなければ申請できません。

▶申請方法

購入後３カ月以内に、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類〔領収書（または購入証明書）・設置状況の写真、印鑑〕を添えて直接、下記のところへ。

※助成金は振り込みとなりますので、交付請求書に世帯主名義の口座情報をご記入ください。また、処理容器によってはその説明書の提示をお願いすることがありますので、ご了承ください。

○申請・問い合わせ

衛生課 環境公害係（TEL 95-1905・FAX 95-3974）

全国ハリカチェーン店
総合ギフトセンター
good living life
リビングストアー
㈲狛田百貨
Tel 94-3121㈹　Fax 95-0300
京都府精華町近鉄京都線狛田駅前

奈良YMCAサッカースクール会員募集中

クラス	対象学年	曜日	指導時間
A	1・2年生	水	15：30～16：45
B	1・2年生	金	16：45～18：00
	3～6年生		16：45～18：15
C	1・2年生	木	16：45～18：00
	3～6年生		16：45～18：15

クラス	対象学年	曜日	指導時間
D	3～6年生	水	16：45～18：15
E	3～6年生	土	15：00～16：30
F	3～6年生	火	16：45～18：15
H	1・2年生	土	13：45～15：00
I	3～6年生	土	15：00～16：30

☆一部送迎バスを運行しています

☆A～Fは秋篠グラウンド（奈良市秋篠町）にてH・Iは鴻ノ池陸上競技場内グラウンド（奈良市）を中心に行います

お問合せは　奈良ＹＭＣＡ　青少年センター　TEL：0742-44-2207

赤十字活動資金にご協力を

赤十字運動月間

5月は、赤十字の創始者であるスイス人のアンリー・デュナンの生誕月であり、また日本赤十字社の創立月であるなど、赤十字にとって縁の深い月です。

日本赤十字社では、このような意義のある5月を毎年「赤十字運動月間」として、全国的な広報キャンペーンや啓発活動を行い、赤十字の理想や活動への理解をお願いし、活動資金にご協力くださる社員の増強運動を展開しています。

同社は、多発する自然災害や紛争などに対して、保健衛生環境の指導など多岐にわたる分野での国際的な支援活動を行っているほか、被災地域への中長期的な生活支援も継続的に進めています。

国内でも、大規模な地震や風水害などの災害での医療救護活動や救援物資の搬送、義援金の募集など、被災地域のいち早い復興を目指した活動を展開しています。このほか、救急法などの健康安全講習や、助け合いの心を育む青少年赤十字活動、さらには、日本赤十字社のさまざまな活動を支えるボランティアの育成強化を積極的に行っています。

これからの活動をより一層推進していくためには、多くの資金が必要ですので、皆さんからのご支援、ご協力をよろしくお願いします。

○問い合わせ

◆日本赤十字社京都府支部
（TEL075―541―9326）
（FAX075―541―1361）

◆精華町福祉課社会福祉係
（TEL95―1904）
（FAX95―3974）

一人で悩んでいませんか。我慢していませんか。

「家庭こころの相談室」増設

必ず電話で相談日の予約をしてください。
相談予約専用電話番号 98-3909

予約受け付け
月～金曜日
※祝日・年末年始を除きます。
午前10時～午後4時
※正午～午後1時を除きます。

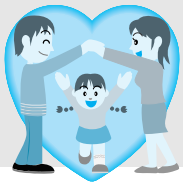

相談日が月4回に増えました。お気軽にご相談ください。
たとえば、こんなとき
・夫婦関係、親子関係、家庭内の諸問題で悩んでいるとき
・子育てに関して悩んでいるとき
・乳幼児の心身の発達などで悩んでいるとき

▶**日　　時**　毎月第1木曜日・第2水曜日・第3火曜日・第4月曜日
※祝日・年末年始を除きます。
午前10時～午後3時
※正午～午後1時を除きます。
※5月は、13日（水）・19日（火）・25日（月）・28日（木）

▶**場　　所**　京都大和の家（精華町南稲八妻笛竹37番地）

▶**対 象 者**　町内在住・在勤の方

▶**相 談 員**　各種専門相談員（臨床心理士、家庭支援専門相談員など）

▶**相 談 料**　無料

▶**そのほか**　相談内容により、ほかの専門機関を紹介したり、連絡を取ったりします。

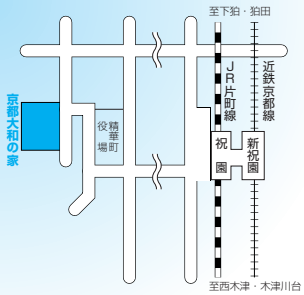

○問い合わせ
人権啓発課 女性政策係（TEL 95-1919・FAX 95-3974）

いじめ・差別をなくそう

5月1日～7日は憲法週間

5月3日の憲法記念日の前後1週間は「憲法週間」と定められています。

第二次世界大戦終結後の昭和22年5月3日に施行された現在の憲法は、「基本的人権の尊重」を基本理念の一つとし、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」（憲法第11条）と明記されています。

私たちは、普段からお互いの人権を十分に尊重し合えているでしょうか。

近年、私たちの身近なところでは、いじめや虐待の問題、女性や高齢者・障害者・同和地区出身者などに対する差別や偏見など、多くの人権侵害が起きています。

憲法週間、憲法記念日を機会に、基本的人権の大切さやさまざまな人権問題について、考えてみましょう。

○問い合わせ
人権啓発課啓発係
（TEL95―1919）
（FAX95―3974）

6月1日は「人権擁護委員の日」

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国各地で特設人権相談所を開設します。

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、人権に関わる困りごとや悩みごとの相談をお受けします。

相談内容についての秘密は厳守します。相談は無料で、手続きも不要です。お気軽にご相談ください。

▼日時
6月1日(月)午後1時～4時

▼場所
町役場2階201会議室

○問い合わせ
人権啓発課啓発係
（TEL95―1919）
（FAX95―3974）

せいか地域ITサポーター

ITゆうニュース

せいか地域ITサポーター「ITゆう」は、皆さんのIT支援に取り組んでいます。

従来からの基礎相談に加え、一昨年からは地域相談としてお近くの集会所へ訪問し、マンツーマン対応によるパソコン相談などを開催しています。

これからも皆さんのIT関連技能向上のため、さまざまなイベントも計画していますので、ぜひご参加ください。

お知らせ　その１

◆地域巡回相談の申込募集中

地域の集会所を巡回するパソコン基礎相談を開催しています。今からパソコンを始めようとしている方、使い方がよく分からない方などのお手伝いをさせていただきます。

★パソコンを使ってこんなことができます。

・ネームカードを作る～お気に入りの写真を添えて～
・絵手紙や年賀状を作る～画像やお気に入りの絵を入れて～
・デジカメで撮った写真を楽しむ～CDやDVDでアルバムに～
・カレンダーやスケジュール表をつくる～季節の花や風景写真を利用して～

▶募集期間　随時
▶対 象 者　ご近所の集まり・小サークルなどの２～10人程度
▶場　　所　お近くの地区集会所・公共施設会議室など
※施設の予約手続き・施設使用料の負担などは申込者でお願いします。
※個人のご自宅へはお伺いできませんのでご了承ください。
▶相談内容　申し込み時にご指定ください。
▶申込方法　「①グループ名（名称があれば）②申込者の氏名・平日の昼間に連絡がつく電話番号・Eメールアドレス（あれば）③受講人数④ご希望の日時（可能であれば２～３の希望日）」を、Eメールまたは電話、ファクスで、下記のところへ。

お知らせ　その２

◆ITサポーター募集

皆さんがお持ちのIT技能を多くの方々のために活用しませんか。基礎相談などの相談業務のほか、町主催のパソコン講座のアシスタント講師などの役割を担っていただきます。

サポーターのスキル向上のための研修も随時開催していますので、スキル向上を目指しておられる方も大歓迎です。

関心のある方は、下記の連絡先までご連絡ください。

○問い合わせ

せいか地域ITサポーター事務局（財政課情報システム係内）
（TEL 95-1914・FAX 93-2233）
（E-mail siv@npo.town.seika.kyoto.jp）

精華町中山間地域等直接支払制度 20年度の実施状況公表

▶中山間地域等直接支払い制度とは……

中山間地域等直接支払い制度は、傾斜地が多く、平地に比べ農業生産条件が不利な中山間地域などが、国から交付金の支援を受けられる制度です。交付金を受けるにはこうした地域の集落などが維持・管理していく協定を作り、それに従って５年以上継続して農業生産活動などの作業が行われることが条件となっています。集落などに支払われた交付金は、共同で行う農業生産活動費などに使用されます。

★中山間地域等直接支払交付金実施要領に基づき、町の実施状況を公表します。

◆集落協定の概要

集落協定数：２集落（乾谷・柘榴地区）

集落名	交付単価	総面積	交付金額
乾谷	8割単価	4万9727㎡	31万8252円
柘榴	8割単価	8万 235㎡	113万8533円
合計	8割単価	12万9962㎡	145万6785円

◆農業生産活動などの状況

協定参加者による農道等維持管理活動など

○問い合わせ

産業振興課 農業振興係
（TEL 95-1903・FAX 95-3973）

水道だより

水道料金口座振替をご利用の皆さんへ

5月検針分の「口座振替済みのお知らせ」欄には、４月分の表示ができませんので、６月の検針時に、４月分と５月分の２カ月分を表示させていただきます。

○問い合わせ

上水道課 営業係
（TEL 94-2049・FAX 93-1243）

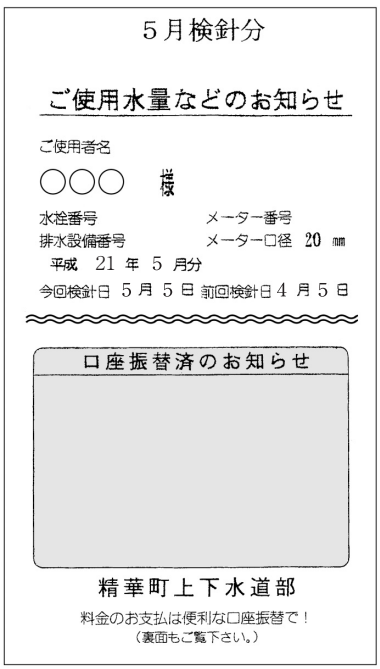
5月検針分

ご使用水量などのお知らせ

ご使用者名
○○○　様
水栓番号　メーター番号
排水設備番号　メーター口径　20 ㎜
平成　21 年　5 月分
今回検針日　5 月 5 日　前回検針日 4 月 5 日

口座振替済のお知らせ

精華町上下水道部
料金のお支払は便利な口座振替で！
（裏面もご覧下さい。）

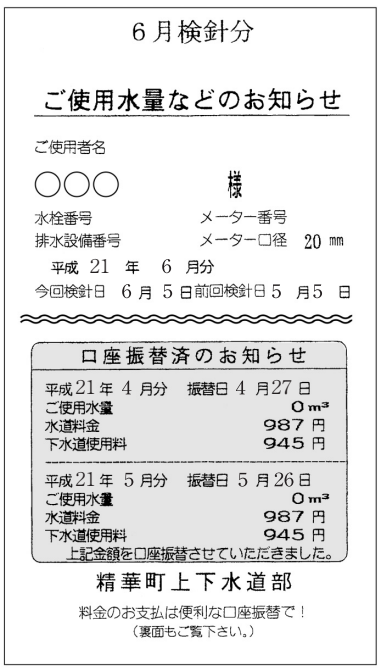
6月検針分

ご使用水量などのお知らせ

ご使用者名
○○○　様
水栓番号　メーター番号
排水設備番号　メーター口径　20 ㎜
平成　21 年　6 月分
今回検針日　6 月 5 日　前回検針日 5 月 5 日

口座振替済のお知らせ
平成 21 年 4 月分　振替日 4 月 27 日
ご使用水量　0 m³
水道料金　987 円
下水道使用料　945 円
平成 21 年 5 月分　振替日 5 月 26 日
ご使用水量　0 m³
水道料金　987 円
下水道使用料　945 円
上記金額を口座振替させていただきました。

精華町上下水道部
料金のお支払は便利な口座振替で！
（裏面もご覧下さい。）

環境ネットワーク会議ニュース 23

ごみ回収しながら、まち歩く

ごみを回収しながらウオーキングする「第1回里山クリーンウォーキング」を2月22日㈰、町内で開催し、STEP（精華町環境ネットワーク会議）会員や地域での清掃活動を積極的にされているグループの方など多くの方が参加されました。

ごみの回収をしながらウオーキング

当日は穏やかなウオーキング日和で、祝園駅西側ロータリーから北稲八間地区の稲屋妻城跡などを経て戻る約5㎞を2時間半かけ、たばこや空き缶、紙くずなどのごみを回収しながら歩きました。

あなたも健康と環境を基本に楽しく歩き、交流しませんか。安全第一、里山中心で無理のないコースを考えます。体力、都合などを考慮し「途中まで」や「途中から」の参加でも結構です。

毎月第4日曜日の開催（雨天中止・経費は各自負担）で、コースなどの内容は、会員のなかで設ける企画委員会で考え、決定後、参加希望者に連絡します。

参加者はゴミ袋をお持ちいただき、コース内のゴミ1個以上を回収して持ち帰り、処理していただきます。

詳しくは、精華町環境ネットワーク会議・布施田（TEL090―2196―8852）までお問い合わせください。

みどりのカーテンで涼しい夏を

「クール・タウン計画」とは、ゴーヤーのつる性の苗を住民の皆さんに無料で配布し、町内の一般住宅の壁面やベランダなどに、つる性植物を利用した「みどりのカーテン」を設置していただき、真夏の建物の壁面温度上昇の抑制と緑化を目指す計画です。

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の低減や夏季の冷房電力の削減、まちの緑化による潤いある景観の創出、ヒートアイランド現象の抑制などを推進するため「みどりのカーテン」作りを皆さんのご自宅でもやってみませんか。

「夏場は部屋が暑くて、ついついエアコンの温度を低く設定してしまう」とお悩みの方、「潤いのある緑の景観を作りたい」とお考えの方、ぜひ「クール・タウン計画」にご参加ください。冷房の温度を1℃高く設定できれば、電気代はその分節約され、省エネにもなります。潤いのある緑の景観は、ほっと心を和ませてくれるはずです。植物を楽しく育てながら、快適な生活環境づくりをしてみませんか。

昨年の「みどりのカーテン」

▼**対象者**
町内在住・在勤で「クール・タウン計画」の主旨にご賛同のうえ「みどりのカーテン」を育て、感想文や成育写真などを提出していただける方

※提出いただいたなかから優秀作品を選び表彰します。提出いただいた感想文や写真はお返しできません。このほか、「みどりのカーテン」取り組み事例として、環境ネットワーク会議のホームページなどで紹介させていただきますのでご了承ください。

▼**定数**
先着300世帯（1世帯3株まで）

▼**配布日時**
6月6日㈯午前10時～正午

▼**配布場所**
川西土地改良区（精華町役場庁舎北側の建物）の北側

▼**持ち物**
ビニール袋など、苗を入れることができるもの

このような地域に根ざした活動をするためには、より多くの住民の方の積極的な参加や行動が必要です。会員募集の詳細は、ホームページ（http://stepnet.jp/）をご覧ください。

○**問い合わせ**
精華町環境ネットワーク会議事務局（衛生課内）
（TEL95―1905）
（FAX95―3974）

人づくり、まちづくりは
地域福祉から

精華人（せいかびと） 6歩

発行
問い合わせ
民生部 福祉課
TEL. 0774-95-1904
FAX. 0774-95-3974
E-mail: fukushi@town.seika.kyoto.jp

地域福祉計画策定 パブリックコメント紹介

町として初めての公開パブリックコメント（意見交換）を2月22日(日)、むくのきセンターで行いました。また、2月16日(月)～3月13日(金)、精華町地域福祉計画（案）について、広く住民の皆さんにパブリックコメントを実施した結果、多くのご意見が寄せられました。寄せられたご意見を策定委員会の意見と併せて施策体系、重点事業に分けてご紹介します。

項　目	パブリックコメント（意見）	修正内容
施策体系	◆総合相談体制は福祉課だけでなく、児童育成課など、民生部全体の取り組みになるのではないか。	■福祉課、児童育成課など、民生部全体とする。
重点事業	◆障害者福祉の地域自立支援協議会の部会でコミュニティ･カフェの実施を検討している。作業所などが単独で行うことは難しいため、地域の団体と一緒にできるとよい。 ◆地域の集会所がバリアフリーでないことから、サロンを開くことが難しい状況である。地域の空き家や学校の空き教室など、集会所以外に利用できる場所があるのではないか。 ◆民家など地域で利用できる施設の情報を収集して、発信していく必要があるのではないか。 ◆社会福祉施設の定員がいっぱいであり、障害者にとって支援学校卒業後の行き場所がない。地域の皆さんに見守られながら過ごせる場がほしい。障害者福祉の計画や地域福祉の計画において、障害者の居場所づくりに取り組んでほしい。 ◆空き屋の有効活用として、コミュニティ･カフェに関心を持ちました。できたら協力したいし、実現してほしい。	■コミュニティ･カフェとして、精神障害者部会と連携しながら実現に取り組む。 ■居場所づくりについて、誰もが集える場として事業内容を加える。 ■身近な民家活用の支援策に、空き家情報の集約等の取り組みを加える。
	◆保育所の行事発表会のリハーサルを公開して、老人会に観てもらっている。保育所が高齢者のサロンになってもよい。 ◆小学校でPTAと自治会、学校が協力して焼き芋を楽しんでいる例がある。 ◆スクールヘルパーは個人登録のため、PTAと学校、ボランティアの関係づくりが弱い。あいさつも十分できていない。 ◆家庭のしつけが十分できていないという問題もあり、課題に書くべきではないか。 ◆人と人のつながりには世代間交流など、相互交流の機会の実現検討を（農業、文化芸術、教養･娯楽）〈例〉里山活動、世代間合唱祭、ゲートボールなどのスポーツ、福祉交流（楽しみを取り入れた介護方法学習など）。 ◆健康増進計画（健康づくり宣言）との連携も必要ではないか。 ◆サロンの拡大版として、学校の空き教室を活用した居場所づくりができないか。安全面では教育委員会の理解が必要であるが、大人が学校に入ることで防犯効果がある。	■計画への反映に向けて継続して教育委員会と協議を行う。 ■計画の進行管理の仕組みに、地域福祉に関わる庁内調整会議の設置を加える。 ■健康づくりのニーズに応えて、地域福祉活動との連携を図る事業を加える。
	◆自主防災組織の取り組み支援として消防団活動があるが、学研都市地域には消防団がないことから、自主防災会を全町的に設置していく必要がある。自主防災組織の取り組み支援を柱に立てて欲しい。	■計画への反映に向けて消防などと協議を行う。 ■計画の進行管理の仕組みに、地域福祉に関わる庁内調整会議の設置を加える。

今後の方策

- ボランティア活動、NPO活動支援に対する助成が必要では。特にNPOの支援を大きく掲げれば、今後、参入が期待できるのでは。
- 計画の案は大まかなことなので、今後細部についてはもっと住民の意見が入ればいいと思う。
- 公開パブリックコメントの方法は、とても良かったと思う。今後は専門の人たちの意見を取り入れて、問題の一つひとつを解決してほしいと思う。
- 行政効果が上がっている事業には、住民の努力に報いるために、予算をつけていく姿勢が必要。
- 個別の計画を見直し、すりあわせをして横断的な計画にレベルアップしてはと思う。

貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

活動のひろば 8

このコーナーでは、町内で活躍する団体・個人にお話を伺い、その活動などを紹介しています。今回は精華書連盟に所属する「筆っこクラブ」を訪ね、代表の早見光司さんを中心としたメンバーの方々にお話を伺いました。

心・技・体整え、書に挑む

筆っこクラブ

黎明期の苦労

平成10年に町の社会教育課（現生涯学習課）が開催した書道の成人講座の終了後、その受講者で「もっと書道を続けたい」というメンバーが集まり、翌年1月に結成された筆っこクラブ。

一般的に女性が大半を占める書道教室としては珍しく、19人の部員のうち男性は5人を数えます。60～70代が中心ですが、なかには90歳の方も。月2回、かしのき苑で細筆を使った「かな漢字交じり文」を主に学んでいます。教室は和気あいあいとした雰囲気でありながらも、せいか文化フェスティバルや展示会では、各々が全身全霊を込めた作品が、厳かな「書」の世界を生み出しています。

そんな筆っこクラブですが、かつては存亡の危機に瀕したこともあったといいます。結成時は当時の町体育館の一室で活動が始まりましたが、しばらくして体育館が移転することになり、教室への足の便が悪くなることで退部を望むメンバーが出てきました。共に歩んできた同志がこんな理由で辞めてしまうということに対して、部員誰もが歯がゆさを感じていました。

探し回ってもなかなか見つからない場所……。

「そんななかで、町に相談して紹介してもらったのが、今使っているかしのき苑でした」

今も残る当時のメンバー9人の一人が、懐かしげに振り返ります。

素晴らしい講師に恵まれ

筆っこクラブの活動を支えてきたものの最大は、初頭から講師を務める岩前良明先生の存在です。岩前先生はこのほかでも多くの書道教室で指導されており、その数は目下10カ所にも上ります。

そんな岩前先生ですが、書道との出会いは意外にも子ども時代ではなく、職場の自己啓発の研修として何となく書道を選んだことだったといいます。

そこから積み上げてこられた、書に対する見識の広さ、技術に定評があることは無論、人を惹きつける温厚な人柄を持つ岩前先生。

あるメンバーは「鋒先（筆先）を使うことの重要性を先生に教わったときは、まさに目からウロコだった」さらに「岩前先生が教室を辞められたら退部するかもしれない」と語るほどです。

代表・早見さんのきっかけ

このクラブの代表を務める早見光司さんは定年退職後、シルバー人材センターで1年間、やはりここでも岩前先生のもとでペン習字を学びました。そこで先生に勧められ、筆っこクラブへ――。

「代表といっても、クラブ歴は浅く、私より年季の入った大先輩がたくさんいらっしゃいます。そもそも、字を書くのが好きな人が集まってできたクラブです。ほかのクラブのように部員の意識を啓発して引っ張っていくというものではなく、環境や雰囲気づくりが私の役目です」

手書きの字が持つ魅力

パソコンなどの普及でアナログが軽視されがちな社会に対して「日本古来の字に対する関心が薄れてしまっているように感じますね」と憂う早見さん。

「手で書いた字は、読み手に気持ちが伝わります」との言葉に納得させられました。

「書道は、せかせかとした回転の速い社会のなかで、改めて精神・体を構えなければならず、精神的、体力的にも良いコンディションで臨まないと良い字は書けません。そうした意味では、ほかの分野にも通じることだと思いますが『心・技・体』を整えないといけないということです」

さらに書道の魅力を尋ねると、「納得のいく作品を書き終えたとき、達成感や喜びを味わえます。字は同じ字でも、人によって表現の仕方が違い、同じ人の字でも、日によって違ってくるなど、奥深いものがあるんです。大事なことは、気持ちがいかに入っているかだと思っています」

ほかの方からも「いくつからでも始められるし、実用的だし、ぜひたくさんの人にやってもらいたいです」と返ってきました。

生きいきと書道を楽しむ部員の皆さん

若い人たちもぜひ

今後の展望を早見さんに尋ねました。

「終生、書の奥義を追求していきたいのはもちろんですが、このクラブに限らず、趣味人口の平均年齢が高いので、若い人たちも目を向けてほしい。あとは高齢者の移動の負担を軽くするためにも、高齢者が通いやすい町の中心部で、こうした学習が行える環境づくりを訴えていきたいですね」

教室では、和紙に向かう"筆っこ"たちの眼差しが、燦々と輝いていました。

〔筆っこクラブに関するお問い合わせは、早見光司さん（TEL93―2072）まで〕

風に乗って、明日へGOOOOO!!

8th Wind

第8代国際交流員・ジョナサン's コラム

Teacher for a Day

Part of my job is to visit elementary schools and give talks about foreign cultures. Since arriving in August of last year, I have visited three of the public elementary schools here in Seika. When I studied abroad as a university student, I had the opportunity to volunteer with elementary school students at a community ran Saturday school, but this time I would be teaching about foreign cultures and conducting a class like a bona-fide real teacher. At first I was a little bit nervous, but after teaching a few classes, it became a lot of fun. Even though I went as the teacher, I also learned a lot myself.

Last October, the day of my first school visit finally came. After arriving at the school, I was introduced to the principal, the teachers, and then led to the classroom by two students. As I walked down the hall towards the classroom where I would teach that day, I could hear the voices of the children playing and talking, but as soon as I stepped into the classroom, everyone fell silent, and 30 pairs of eyes were staring at me. I felt as if suddenly the temperature in the room rose. I began to sweat.

When the class began, the children listened quietly as I gave my self-introduction and spoke about the geography and cultures of the two places I have lived in America, California and North Carolina. The children seemed genuinely interested when I showed them pictures of beautiful scenery from North Carolina, American money, and discussed differences and similarities between Japan and my home towns. They were especially surprised when I showed them a picture of myself as 2nd grader, at which time my hair was blonde. I explained to them that as I got older, my hair naturally changed from blonde, to dirty blonde, and finally to a dark brown by the time I was about ten years old. They seemed so blown away by this concept that I think it was a little difficult for them to believe. On the other hand, I was surprised and amused at some of the questions the children asked me. Some questions like "Can you eat rice?" or "Do you have a girlfriend?," had nothing to do with my discussion; while others, who paid close attention to my discussion, asked very detailed questions about things they noticed in the pictures or about the things I talked about. After the class was over, I also had the chance to eat lunch and play dodge ball with the children, which was a lot of fun and provided valuable opportunities to interact with the children.

I hope that the children learned something from my class. At the very least, I hope that meeting an American who can speak Japanese will help to break down some stereotypes about foreign residents in Japan. I learned how difficult of a job it is to teach elementary school children. I realized how very different first grade and sixth grade children's personalities and attitudes are. For example, first graders do not care about what other students think of them, but go on doing what they want. On the other hand, sixth graders are really careful about their looks, actions, and what others think of them. I realized how big of an influence elementary school has on a child's life and the important role an elementary school teacher has in the child's growth during their elementary school years. Every once in a while when I am out and about in town, I hear children whisper "There's Jonathan!" and with joy I turn around to wave to them. Hearing that the children have remembered my name always brings a smile to my face.

一日教師

私の仕事の一つに、学校を訪問し、児童に外国の文化を紹介することがあります。昨年８月に精華町に来てから今まで、３つの町立小学校へ行きました。大学生として留学していた時、地域密着型の土曜スクールでボランティア活動を通し、小学生とふれあった経験はありましたが、今回は、本当の先生のように外国の文化を教え、指導することとなりました。最初は少し緊張していましたが、実際に授業が終わると、とても楽しくなってきました。先生としての役割ですが、私自身にとっても勉強になりました。

昨年10月に、最初の小学校訪問の日がいよいよ来ました。学校に到着し、校長先生や先生方に挨拶してから、２人の児童に教室まで案内してもらいました。その日授業を行う予定の教室に向かう途中、廊下では児童が遊んだりお喋りしたり、とても賑やかでしたが、私が教室に入ると一斉に静かになり、30人の児童全員が私をじっと見つめました。そのとき、まるで教室の温度が急に上がったように感じ、汗をかきはじめました。

授業が始まり、私は自己紹介をし、私の２つの故郷、カリフォルニア州とノースカロライナ州の地理や文化について話し始めると、児童たちは熱心に聞いてくれました。ノースカロライナ州の美しい風景が映っている写真やアメリカのお金を見せたり、日本と私の故郷の違いや共通点について話したりすることに、児童たちは一番興味をもってくれたようです。私が小学２年生で、ブロンド色の髪の毛をしていたころの写真を見せると、児童たちは特にびっくりしていました。私は、成長するに連れて髪の毛がブロンド色から、徐々に茶色が混じったブロンドになり、そして10歳ぐらいまでには、髪の毛がすべての焦げ茶色になったと説明しました。児童たちはこのような概念に対してひどく驚いたように見えたので、私は信じられないのかと思いました。一方、私は児童たちの質問にびっくりしました。「お米は食べられますか」や「彼女はいますか」というような、私が話していたこととまったく関係ない質問もあれば、私の話をよく聞いてくれた児童からは、写真に小さく映ったところや私の話についての細かい質問もありました。そして、授業の後、児童たちと給食を食べ、ドッジボールをしました。このことは、児童たちとより身近に交流できる、楽しく貴重な経験となりました。

児童たちが、私の授業から学んでくれたことがあったらとてもうれしく思います。少なくとも、児童は日本語が喋れるアメリカ人とふれあう経験を通して、在日外国人について徐々に固定観念をとりのぞいてくれたらと思っています。そして、私は小学生を教えることは大変難しいことだと分かりました。また、１年生と６年生の性格や態度が全然違うことに気づきました。例えば、１年生は自分がほかの児童にどう思われるかを気にせず、したいことばかりしますが、６年生は、自分の格好や行動、他人の目をとても気にすることなどです。小学生時代は、学校生活が子どもの人生に大きな影響を与え、また、小学校の先生も子どもの成長にとても大きな影響を与えると思いました。私が町内を散歩していると、ときどき子どもたちがささやくような声で「ジョナサンだ！」と言い、それを耳にすると、うれしくて、振り向いて手を振ります。子どもたちが私の名前を覚えていてくれたことに、私は思わず笑みをこぼしてしまいます。

参加選手を募集 第27回精華町総合スポーツフェスティバル

4月から10月にかけて開催される第27回総合スポーツフェスティバルの参加者を、先月号に引き続き募集します。

6月以降の開催予定は次の通りです。

▼**6月**
バレーボール・バスケットボール

▼**8月**
ボウリング

▼**10月**
空手

申し込みは、むくのきセンター窓口に置いている申込用紙に必要事項を記入のうえ、参加費を添えて、同センター窓口へお越しください。受付時間は、午前9時～午後5時です。申込用紙は町ホームページからのダウンロードもできます。

※土・日・祝日・休館日（5月27日㈬）を除きます。

○問い合わせ
NPO法人精華町体育協会事務局（むくのきセンター内）
（TEL98―0200）
（FAX98―0118）

バレーボール

▶**日程** 6月7日(日)
▶**場所** むくのきセンター アリーナ
▶**対象者** 町内在住・在勤で中学生以上、または精華町バレーボール連盟加盟員の方
▶**参加費** 1チーム1000円
▶**種目** 男子・女子の部
▶**申込期間** 5月13日(火)～26日(火)
▶**運営** 精華町バレーボール連盟

バスケットボール

▶**日程** 6月14日(日)
▶**場所** むくのきセンター アリーナ
▶**対象者** 町内在住・在勤で中学生以上のチーム
※町外チームの参加も可能です。
▶**参加費** 1チーム2000円
▶**種目** 男子・女子の部
▶**申込期間** 5月13日(火)～6月2日(火)
▶**運営** バスケットボール実施委員会

精華町スポーツ賞に2氏

剣道・ゲートボールで貢献

平成20年度精華町スポーツ賞の表彰式を3月27日㈮、町立図書館集会室で行い、功労賞として片山俊雄さん（南稲八妻地区）と田中昌夫さん（北稲八間地区）が受賞されました。

功労賞は、スポーツの振興・発展に長年の功績があった方を表彰するものです。

片山さんは、町ジュニアスポーツ教室の剣道教室の講師を33年もの間務められるなどの功績を収められました。受賞会場には教え子たちも駆けつけました。

田中さんは、本誌昨年10月号でもご紹介しましたが、町だけではなく京都府という広域でのゲートボールの普及に務めてこられました。

受賞、おめでとうございます。

受賞スピーチを行う片山さん

表彰を受ける田中さん